

令和5年2月24日

文化芸術分野の契約等に関する相談窓口の開設期間を延長します

文化庁では、個人で活動する芸術家等と、事業者や文化芸術団体等との間で生じる、契約に関する疑問やトラブル等について弁護士が対応する「文化芸術分野の契約等に関する相談窓口」を開設しておりますが、より多くの方にご利用いただけるよう開設期間を3月17日（金）まで延長することにしましたのでお知らせします。

1. 相談窓口の概要

相談窓口では、安心・安全な環境で文化芸術活動が行われるよう、個人で活動する芸術家等と、事業者や文化芸術団体等との間で生じる、契約に関する疑問やトラブル等について弁護士が無料でご相談に対応しています。

開設期間については、当初令和5年2月末日までとしておりましたが、より多くの方にご利用いただけるよう令和5年3月17日（金）まで延長します。

※詳細については、令和5年1月18日（水）の報道発表資料をご参照ください。

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/933819201.html

2. 相談受付等

「文化芸術分野の契約等に関する相談窓口」のURL

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html

以下のQRコードからもアクセスできます。



<担当> 文化庁文化経済・国際課 文化芸術活動基盤強化室
室長補佐 板場直明（内線 3119）
係長 はな村篤子（内線 4528）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-3120（直通）
メール：kibankyoka@mext.go.jp